

## 令和7年度徳島県障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、効率的かつ円滑な事務を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (基準日)

第2条 この要綱の基準日は、令和7年4月1日とする。

### (実施期間)

第3条 この要綱の実施日は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### (情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

### (報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる障がい福祉サービス等事業者（以下、「事業者」という。）は、

次の各号のとおりとする。

- (1) 本要項に定める基準日より前に第4条に掲げる指定障害福祉サービス等を提供している事業者（災害その他徳島県知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができない正当な理由がある事業者を除く。）
- (2) 基準日以降に新たに第4条に掲げる指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

（報告の方法）

第6条 事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス情報公表システム」を通じて、障がい福祉サービス等情報を徳島県知事に報告するものとする。

（報告の内容）

第7条 障がい福祉サービス等情報の報告の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前にサービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

（報告の開始）

第8条 障がい福祉サービス等情報の報告の開始日については、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和7年5月1日
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

（報告の期限）

第9条 障がい福祉サービス等情報の公表の報告の期限日については、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和7年7月31日
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

(公表の時期)

第10条 障がい福祉サービス等情報の公表の実施時期については、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業所については、報告後2か月以内
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内

(障がい福祉サービス等情報の更新の取り扱い)

第11条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときに、徳島県知事に報告を行うこととする。

(是正命令を受けた事業者に係る障がい福祉サービス等情報の取り扱い)

第12条 事業者は、徳島県知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障がい福祉サービス等情報について、徳島県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

(苦情等の対応)

第13条 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る利用者等からの苦情等に対応する窓口は、以下のとおりとする。

- (1) 徳島県保健福祉部障がい福祉課  
事業者指導担当 (TEL: 088-621-2244)
- (2) 徳島県保健福祉部健康寿命推進課  
こころの健康担当 (TEL: 088-621-2221)

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。